

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目30番10号

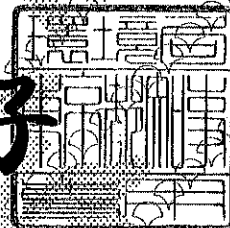
氏名 日本衛生株式会社
代表取締役 澤谷 義一

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年11月12日

許可の有効年月日 令和10年11月11日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 感染性産業廃棄物
 - ② 特定有害産業廃棄物
 - ア 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）
- (3) 積替え保管できる特別産業廃棄物の種類
 - ① 感染性産業廃棄物（廃液に限る。）

2 積替え保管施設

施設の所在地：東京都足立区入谷九丁目7番6号
施設面積：1072㎡ 最大保管高さ：1.67m

特別管理産業廃棄物の種類	保管量
感染性産業廃棄物 (廃液に限る。)	プラスチック容器 54個 : 1.08㎡
保管量合計 : 1.08㎡	

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 11月 12日 新規許可
令和 5年 11月 12日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

都認定番号：6-22-B0059S

産廃エキスパート (認定は感染性産業廃棄物)



(裏面)

許可番号

第13-86-002241号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	1 鉛	2 水銀	3 カドミウム	4 鉛又はその化合物	5 有機燐化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアン化合物	9 PCB	10 トリクロロエチレン	11 テトラクロロエチレン	12 ジクロロメタン	13 四塩化炭素	14 一ジクロロエタン	15 一ジクロロエチレン	16 シス-一ジクロロエチレン	17 トリス-一トリクロロエタン	18 トリス-二ジクロロエチレン	19 一ジクロロプロパン	20 トリクロロプロパン	21 シマジン	22 チオベンシカルブ	23 ベンゼン	24 ピレン又はその化合物	25 一、四ジオキシン	26 ダイオキシン類
燃え殻																										
汚泥																										
廃油																										
廃酸																										
廃アルカリ																										
鉍さい																										
ばいじん																										
指定下水汚泥																										

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

COPY